

様式第1号（第6条関係）

教育長	館長	次長	係	受付者

受付番号 年度 第 号

<p>小松ヶ丘地域交流館使用許可申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>六戸町教育委員会 殿</p> <p>住所 _____</p> <p>団体名 _____</p> <p>代表者 _____</p> <p>電話 _____</p> <p>次のとおり小松ヶ丘地域交流館を使用したいので申請します。</p>			
--	--	--	--

使用目的			
使用日時	年 月 日 ()	時 分 ~	時 分
	年 月 日 ()	時 分 ~	時 分
使用する室名	ホール・会議室・和室 実習室・ロビー・全館	入場料の有無	有 () 円 無
使用責任者		電話番号	
使用料	円・減免	予定参集人員	人

<p>小松ヶ丘地域交流館使用許可書</p> <p>上記のとおり使用を 許可する ・ 許可しない</p> <p>ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 15%;">使用条件</td> <td></td> </tr> </table> <p>年 月 日</p> <p>六戸町教育委員会</p>		使用条件	
使用条件			

(注) 太線内は、記入しないでください。

(裏 面)

—— 許 可 条 件 ——

1. 許可書は、交流館使用中は常に携帯し、職員からの要求があったときは、必ず提示してください。
2. 交流館の使用の権利は他人に譲渡し、又は転貸することはできません。
3. 既に納めた使用料は、条例の定める場合のほかお返しできません。
4. 許可なく館内で募金、物品の販売等はできません。
5. 使用時間には準備、後片付け、清掃の時間が入りますので、ご協力下さい。
6. 建物及び付属設備等を破損、汚損又は滅失したときは、いかなる行為であっても使用者がその損害を賠償しなければなりません。
7. 館内は禁煙となっています。
8. 交流館及び付属設備等の使用にあたっては、職員等の指示に従ってください。なお、使用終了後は施設等を原状に回復し、職員等の点検を受けてください。
9. 小松ヶ丘地域交流館設置条例第6条の規定により、使用者に損害が生じても、教育委員会は賠償の責任を負いません。